



県章

滋賀県公報

平成30年(2018年)
8月7日
第4472号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務の委託(文化振興課).....	1
滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務の委託(文化振興課).....	1
滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務の委託(健康寿命推進課).....	2
生活保護法による医療担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課).....	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課).....	2
鶏の家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病およびマイコプラズマ病の検査の実施(畜産課).....	2

○ 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課).....	3
第47回採石業務管理者試験実施公告(モノづくり振興課).....	3
県営土地改良事業変更計画決定公告(耕地課).....	4

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(湖北).....	4
------------------------------------	---

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告(東近江).....	5
-----------------------	---

○ 土木事務所公告

道路の位置の指定公告(湖東).....	5
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(東近江).....	5

告 示

滋賀県告示第324号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年8月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長 山中隆 大津市打出浜15番1号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第325号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年8月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園 理事長 和田慶三 蒲生郡竜王町薬師1178
- 2 委託事務の内容 滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務

- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第326号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 草津市笠山七丁目8番138号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第327号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成30年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	廃止年月日
大村歯科医院	大村勝	犬上郡豊郷町高野瀬551	平成30. 8. 20

滋賀県告示第328号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき法による医療支援給付のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成30年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	廃止年月日
大村歯科医院	大村勝	犬上郡豊郷町高野瀬551	平成30. 8. 20

滋賀県告示第329号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、鶏の家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病およびマイコプラズマ病の検査を次のとおり実施する。

平成30年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病およびマイコプラズマ病の予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 種鶏および種鶏候補鶏
- 3 検査の方法
 - (1) 家きんサルモネラ感染症およびマイコプラズマ病については、急速凝集反応法
 - (2) ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 平成30年9月1日から同月30日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - (2) 区域 蒲生郡日野町

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ栗東店 栗東市小柿八丁目1番13号ほか

2 意見の概要

(1) 栗東市からの意見

ア 当該店舗は住居地が隣接しているため、荷さばき作業、廃棄物収集作業等については、早朝および夜間に行わず、作業に係る騒音について特段の配慮をされたい。

イ 公害防止、苦情対応等については自己の責任と負担において、必要な措置を講じられたい。

ウ 来店客の小柿九丁目住宅地への誤進入による交通トラブルを防ぐため、大津・草津方面からの来店客は出入口②への進入ならびに出入口①からの退出、守山方面からの来店客は出入口①への進入ならびに出口③からの退出を積極的に示すように、立て看板や案内板による誘導等、適切な対策を講じられたい。

エ 周辺道路の交通の流れを阻害しないようにするため、また周辺住宅地内へ来店客が進入することによる交通トラブルを防ぐため、オープン時や繁忙期など混雑が予想される場合は、交通整理員の設置等、適切な対策を講じられたい。

(2) 草津市からの意見 店舗設置に伴い、周辺道路の利用者が増加することで、交通渋滞が発生することが予想される。ついては、駐車対策や誘導方法等について十分に計画をしていただき、スムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないよう努められたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号

(2) 縦覧期間 平成30年8月7日から平成30年9月7日まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ長浜店 長浜市十里町字一ノ坪1番ほか12筆

2 意見の概要 長浜市からの意見

当該店舗周辺は交通量が多く、開店時刻および閉店時刻の変更で、交通環境に変化が生じると見込まれるため、周辺の交通環境保持に留意されたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 平成30年8月7日から平成30年9月7日まで

第47回採石業務管理者試験実施公告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定に基づき、第47回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成30年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 試験日時 平成30年10月12日(金)午前10時から正午まで
- 2 試験場所 滋賀県庁新館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- 3 試験科目
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土および廃石の堆積ならびに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)
- 4 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)および技術問題15問(5問の必須問題および10問から5問を選択して解答する選択問題)とする。
- 5 願書配布 平成30年8月31日(金)から滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課および各合同庁舎(滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課湖東総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課湖北総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課高島総務経理係)で配布する。
※ 願書は、県ホームページからダウンロードすることも可能とする(<http://www.pref.shiga.lg.jp/shinseisho/fd00b/saiseiki.html>)。
- 6 願書受付期間 平成30年8月31日(金)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
郵送の場合は、平成30年9月28日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
なお、平成30年10月5日(金)までに受験票が届かない場合は、7に示す問合せ先まで問い合わせること。
- 7 願書受付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3791
- 8 提出書類
 - (1) 受験願書 1通
 - (2) 受験整理票 1通
写真貼付欄に出願前6か月以内に撮影した手札サイズ(縦12センチメートル、横9センチメートル)の正面上半身脱帽時の写真を貼付すること(写真の裏面には氏名を記載すること。)
 - (3) 受験票 1通
住所欄および氏名欄を記入すること。受験票は手続完了後に郵送するので、あらかじめ出願者の宛名を記入の上、62円切手を貼付して提出すること。
※ 受験票を県ホームページからダウンロードして使用する場合は、所定の欄に記入の上、該当部分を切り取り、通常はがき裏面にのり付けをして提出すること(その他のはがきを使用する場合は、62円切手を貼付すること。)
- 9 受験手数料 8,000円
滋賀県収入証紙を受験願書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。
- 10 合格発表 平成30年11月1日(木)に県庁前掲示板に掲示するほか、本人宛てに通知する。

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営宮部地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を平成30年7月30日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営宮部地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課および長浜市産業観光部農政課
- 3 縦覧期間 平成30年8月7日から平成30年9月4日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により平成30年9月19日までに審査請求をすることができる。

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第9号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年8月7日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 山下 剛

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
デイハウスキイ家はなれ	長浜市南高田町6番10号	特定非営利活動法人みらい 理事長 高田久	長浜市南高田町6番10号	通所介護	2570301016	平成30.7.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、近江八幡西部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年8月7日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松井 傳夫

理事および監事の別	氏名	住所
理事	川橋 俊雄	近江八幡市竹町302番地

土木事務所公告

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成30年8月7日

滋賀県湖東土木事務所長 平松 良哉

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
愛知郡愛荘町市字堀町871番、1750番4、1752番2	63.82m	6.00m	平成30.7.31

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年8月7日

滋賀県東近江土木事務所長 平林 光彦

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
甲賀市水口町虫生野1043-1 メゾンリパール6号室 吉村拓真	蒲生郡日野町大字上駒月字 大平1624番	362.20㎡	平成30.7.30	000525

